亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 山本 由美子

随時監査の結果に関する報告

地方自治法第199条第5項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

- 1 監査の種類 平成30年度随時監査
- 2 監査の対象 平成29年度末現在における棚卸状況について
 - (1) 上下水道部の貯蔵品 (緊急修繕用材料及びメーター)
 - (2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査の着眼点 貯蔵品等について、適正な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容 監査対象について、現地で担当課への聴取を行い、 在庫管理状況の確認を行った。
- 5 監査実施日 平成30年4月10日(火)
- 6 監査の結果 上下水道部の貯蔵品(緊急修繕用材料及びメーター)及び 市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施 したところ、適正であった。